

財務大臣

麻生 太郎 様

地方財源の拡充に関する要請書

地方自治体が自らの責任と権限においてその役割を果たすためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方の権限に見合う財源が確保されるよう、地方財源の拡充を図る必要がある。

ところが、平成20年度税制改正では、都市と地方の財政力格差がことさら問題視され、地方間の財源調整の手段として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。このような対応は、厳に慎まなければならない。

しかしながら、総務省や全国知事会では、税収の偏在のみに着目し、地方財源である法人住民税の一部を国税化し、交付税原資化するような案が提案されている。こうした提案は、地方の自主財源である地方税を充実するという地方分権の進展に逆行するものである。

地方全体では13兆円もの財源が不足していることを踏まえれば、地方間の財源調整で問題を解決することは困難である。

よって、特別区長会、東京都市長会及び東京都町村会は連名で、国会及び政府に対し、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方の財源拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

平成25年10月31日

特別区長会会長 西川 太一郎

東京都市長会会長 竹内 俊夫

東京都町村会会長 河村 文夫